

## 【死亡届け出後の手続きについて】

### 世帯主の変更の手続き [市民課 (本庁1階: 窓口2番)]

- 対象者 世帯主が亡くなり、残った同居の家族が2人以上の方
- 持参するもの ① 本人確認書類  
② 印鑑

※亡くなられた方の印鑑登録は自動的に抹消されます。印鑑登録カードは、市民課へ返納していただくか破棄してください。

### 市民葬儀 [市民課 (本庁1階: 窓口2番)]

- 「清瀬市市民葬儀のご案内」を差し上げます。  
詳細については、清瀬市市民葬儀指定業者へ直接お問い合わせください。

### 国民健康保険の手続き [保険年金課 (本庁1階: 窓口3番)]

[資格喪失の届け出、葬祭費(5万円が支給されます)の請求手続き]

- 対象者 亡くなられた方が清瀬市国民健康保険の被保険者であった場合
- 持参するもの ① 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証  
② 申請者(喪主)の銀行等の口座番号  
③ 葬儀費用の領収書又は会葬礼状(故人及び喪主の記載のあるもの)  
④ 申請者(喪主)の本人確認書類

※世帯主が亡くなり、残った同居の家族が国民健康保険に加入されている場合、保険証の変更が生じます。

### 後期高齢者医療制度の手続き [保険年金課 (本庁1階: 窓口3番)]

[資格喪失の届け出、葬祭費(5万円が支給されます)の請求手続き]

- 対象者 亡くなられた方が後期高齢者医療保険の被保険者であった場合
- 持参するもの ① 亡くなられた方の後期高齢者被医療保険者証  
② 申請者(喪主)の銀行等の口座番号  
③ 葬儀費用の領収書又は会葬礼状(故人及び喪主の記載のあるもの)  
④ 申請者(喪主)の印鑑・本人確認書類

### 国民年金の手続き [保険年金課 (本庁1階: 窓口3番)]

[年金受給者の死亡に伴うお手続き]

年金を受給されている方が亡くなられた場合、日本年金機構宛の死亡届及び未支給年金の請求手続きが必要になる場合があります。

※亡くなられた方の受給されていた年金が、障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金のいずれかのみの場合、市役所保険年金課でお手続きが出来ます。

※お問い合わせ及びお手続きはお近くの年金事務所になります。

・なお郵送での手続きをする際は、管轄が武蔵野年金事務所となるため、そちらに送付してください。

武蔵野年金事務所 武蔵野市吉祥寺北町 4-12-18 TEL 0422-56-1411

所沢年金事務所 所沢市上安松 1152-1 TEL 04-2998-0170

[遺族の方への給付に関するお手続き]

国民年金の加入者が亡くなった場合、遺族年金・寡婦年金・死亡一時金が遺族の方に支給される可能性があります。

それぞれの給付で対象者・受給条件により受付窓口が異なります。

## 介護保険の手続き [介護保険課 (本庁1階: 窓口4番)]

- 対象者 65歳以上の方、  
40歳から64歳までの方で要介護認定を受けている方
- 持参するもの ① 介護保険被保険者証  
② 負担割合証、負担限度額認定証(交付されている場合のみ)

## 障害者福祉の手続き [障害福祉課 (本庁1階: 窓口6番)]

- 対象者 障害者手帳をお持ちの方  
障害福祉サービスを利用されている方  
各種助成・手当を受けている方
- 持参するもの ① 障害者手帳  
② 福祉サービス受給者証  
③ 各種助成受給者証  
④ 印鑑

## 児童手当・児童育成手当・児童扶養手当の手続き [子育て支援課 (しあわせ未来センター1階: 窓口51番)]

- 手当受給者又は対象児童が亡くなりました場合、変更手続きが必要になります。

## 乳幼児・義務教育就学児・高校生等・ひとり親家庭等医療費の手続き [子育て支援課 (しあわせ未来センター1階: 窓口51番)]

- 医療証の申請者又は対象児童が亡くなりました場合、変更手続きが必要になります。

## 固定資産所有者変更の手続き [課税課 (本庁2階: 窓口12番)]

- 詳しくは固定資産税係にお尋ねください。

## 原動機付自転車の手続き [課税課 (本庁2階: 窓口12番)]

- 所有者が亡くなりました場合、相続人への名義変更手続きや廃車手続きが必要です。  
詳しくは、市民税係にお問い合わせください。
- 普通自動車及び自動二輪(125cc超~)については、所轄の関東運輸局東京運輸支局  
多摩自動車検査登録事務所 (Tel050-5540-2033)  
軽自動車については所轄の軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所 (Tel050-3816-3104) へお問い合わせください。

## 市税等の引き落とし口座の変更 [徴収課 (本庁2階: 窓口13番)]

- 対象者 市税等税金の引き落とし口座が亡くなりました方の名義であった場合
  - 持参するもの ① 変更後の銀行等の口座番号  
② 変更後の銀行等の銀行印  
③ 可能であれば、該当の納税通知書をお持ちください。
- ※ ①・②の代わりに一部銀行ではキャッシュカードと暗証番号でも可能な場合があります。  
市税等の納め方については徴収課にご相談ください。

▲詳細は、各担当課にお問い合わせください。  
【清瀬市役所 TEL042-492-5111 (代)】

▲上水道料金引き落とし口座変更等、上下水道の手続きは東京都水道局東久留米サービスステーション  
東京都水道局多摩お客さまセンターへお問い合わせください。

Tel 0570-091-100 又は 042-548-5110

▲市役所以外(銀行等)の手続きは、個々にお問い合わせください。

本ご案内に加え、より幅広く詳細をまとめた「おくやみガイドブック」を下記QRコードより見ることが出来ます。  
今後の手続きに、このガイドブックが少しでもお役に立てることを願っております。

